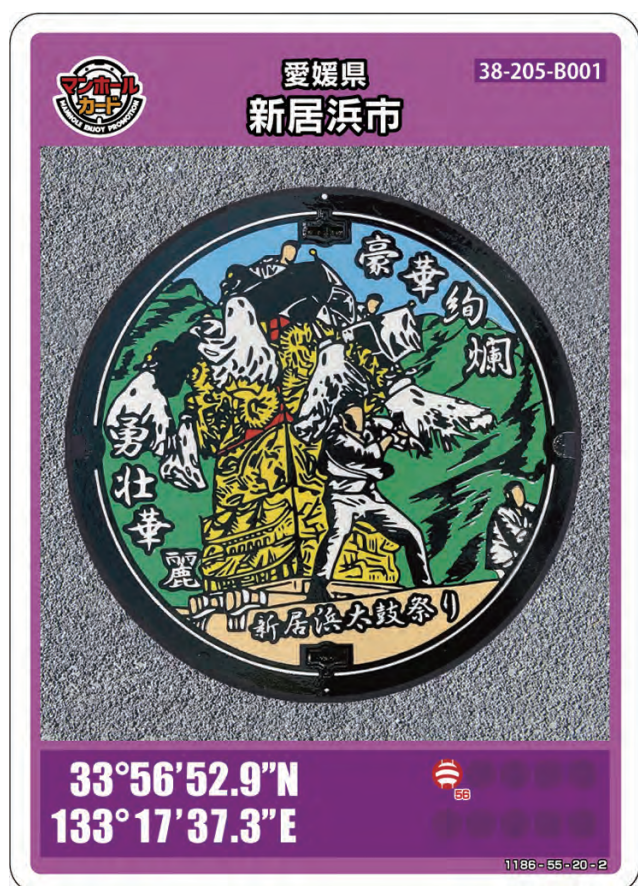


上 下 水 道



マンホールカード（2025年7月25日より配布開始）

上 下 水 道

1 上 水 道

本市は、山麓部の一部を除き、古くから良質の飲料水に恵まれていた。しかし、昭和21年の南海地震の地殻変動によって海岸部に接する市街地域で井戸水の塩水化や水位低下等の枯渇現象があらわれ、年を経るごとに生活用水、飲料水に深刻な影響が生じたため、全市的に上水道設置の要望が高まった。

このような背景を踏まえ、昭和29年に上水道布設事業計画を策定し、同年3月10日付けで事業認可を受け、現JR予讃線以北尻無川以西を給水区域として、計画給水人口3万5,000人の規模で新居浜市上水道事業が創設された。

それ以後、町村合併により簡易水道を吸収して順次給水規模を拡大し、併せてこれらの統廃合等増補改良を進めた。さらに、将来の水需要の増加を見据えて、昭和45年3月に新居浜市水道統合事業の認可を得て、第3次、第4次、第5次拡張計画の長期事業を推進し、市内全域に上水道で給水を行えるようになった。

その後、都市化の進展に伴い、供給能力と配水量の関係にばらつきが生じたため、平成3年度から第6次拡張事業計画（計画給水人口13万1,000人、計画1日最大配水量7万8,200 m^3 /日）の整備を推進し、2か所の簡易水道を統合するなど給水区域の拡張にも取り組んだ。また、平成8年度には、水道施設全般の集中監視システムを導入し、水の有効利用、施設の効率的な運用を行うほか、平成9年度には、愛媛県水道水質管理計画に基づき水道水質検査センターを設置し、水質の安全性、信頼性を確保している。

平成13年度には、新居浜市水道経営基本10カ年計画を策定し、川東給水区における濁り水対策として、浄水処理施設を平成16年1月から稼働している。

平成18年度は、配水池等の水道施設劣化・耐震診断を実施し、平成22年7月には、目指すべき将来像とその実現方策を示した『新居浜市水道ビジョン』を公表し、平成23年3月に水道事業経営変更認可（計画給水人口を12万人、計画1日最大配水量を5万6,300 m^3 /日）を行った。

また、経営改善とサービス向上のため、平成22年度から、お客様センターを開設し、上下水道料金徴収業務の包括的業務委託を実施している。

平成27年3月からは、施設の更新・耐震化として船木2号配水池、平成28年1月より新山根配水池、送水場の供用を開始し、令和2年度には瑞応寺配水池の耐震補強工事が完了した。また、滝の宮送水場については平成25年度から更新事業を開始し、令和6年12月より供用を開始した。

近年では人口減少によって、有収水量の減少状況が続く中、事業経営は厳しさを増しており、さらなる経営基盤強化が必要であることや、今後も施設の更新・耐震化を適切に進め、持続可能な経営を継続させていくためには、水道料金の改定が避けられない状況であることを踏まえ、令和3年度には審議会において議論・検討を行い、審議会の答申に基づき令和4年10月に料金改定を行い、その後4年に1度料金水準が適正かどうかの検証を行うこととした。

令和5年度には、策定から5年が経過した「経営戦略」について見直しを行い、計画期間を令和6年度～令和15年度の10年間とする改定版を策定した。また、「新居浜市新水道ビジョン」について令和6年度にはこれまでの取組を振り返り、中間見直しを実施した。

今後も「経営戦略」などの事業計画等に基づき、施設の老朽化対策や耐震化対策を加速化させ、ウォーターPPPによる官民連携などの取り組みを進めながら、より安心でおいしい水の安定供給に取り組んでいく。

(1) 主要施設概要

施設名	上下水道局 (消防防災合同庁舎4階)	お客様センター (上下水道局別館)	水道水質検査センター
所在地	一宮町一丁目5番1号 ☎ 65-1330	一宮町一丁目5番1号 ☎ 65-1331	中筋町一丁目12番10号 ☎ 66-1510
構造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄骨造平屋建
建物面積	949.97 m^2 (使用部分) ※共用部分除く	510.34 m^2	510.00 m^2
完成	令和2年3月31日	平成5年3月30日	平成10年2月28日
建築事業費	—	1億3,977万円	1億9,755万円

(R7.4.1 現在)

給 水 区	施 設 名	送 水 能 力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	容 量 (m^3)	建 物 面 積 (m^2)	敷 地 面 積 (m^2)
川 西	滝の宮送水場	13,500	—	964.2	5,685
	金子山配水池	—	6,000	—	3,624
川 東	清住送水場	13,968	—	431.0	4,703
	清住配水池	—	4,500	—	4,295
上 部	吉岡送水場	21,958	—	329.0	3,103
	瑞応寺配水池	—	4,900	—	4,324
	瑞応寺送水場	(増圧) 8,128	—	79.5	—
	篠場配水池	—	4,900	—	3,652
	治良丸中継場	(増圧) 210	—	9.0	118
	治良丸配水池	—	300	—	1,329
	立川中継場	(増圧) 539	—	20.0	113
	立川配水池	—	260	—	630
	新山根送水場	(新山根送り) 6,418 (大久保送り) 2,841	—	197.0	1,884
	新山根配水池	—	5,000	9.7	1,779
	大久保中継場	(増圧) 2,841	—	90.0	332
	船木配水池	(増圧) 179	2,000	19.3	1,820
	谷前配水池	—	240	—	320
全 給 水 区	計	(増圧除) 58,685	28,100	2,226.7	38,195

(2) 水源施設

(R7.4.1 現在)

区 分	内 容	計
取 水 施 設	地下水利用井の水源地 川西 9 川東 6、上部 7	22カ所
次亜塩素酸ソーダによる滅菌浄水施設	川西 1 (次亜生成装置 1) 川東 1 (次亜生成装置 1) 上部 2 (次亜生成装置 2)	4カ所
送 ・ 導 水 管 延 長 (m)	川西 5,544、川東 5,009、上部 16,307	26,860
水 源 能 力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	川西 25,100、川東 20,000、上部 35,740	80,840
1 日 最 大 配 水 量 (m^3)	令和 6 年 7 月 8 日	41,067

(3) 計画給水人口及び計画給水量(認可値)

(R7.4.1 現在)

給 水 区 域	山間部を除く新居 浜市全域及び西条 市船屋の一部	(令和2年度 基本計画に よる修正値)
計 画 給 水 人 口 (人)	120,000	(114,000)
計 画 給 水 普 及 率 (%)	96	(97)
計 画 1 人 1 日 平 均 給 水 量 (ℓ)	366	(336)
計 画 1 日 平 均 給 水 量 (m ³)	43,600	(39,000)
計 画 1 人 1 日 最 大 給 水 量 (ℓ)	472	(391)
計 画 1 日 最 大 給 水 量 (m ³)	56,300	(45,000)

(4) 事業の推移

区 分 \ 年 度	令和2	3	4	5	6
行政区域内人口(A) (人)	117,439	116,052	114,886	113,466	112,017
計画区域内人口(B) (人)	117,310	115,921	114,773	113,358	111,909
計画給水人口(C) (人)	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000
現在給水人口(D) (人)	113,652	113,502	112,285	110,893	109,471
D/A (%)	96.8	97.8	97.7	97.7	97.7
普及率 D/B (%)	96.9	97.9	97.8	97.8	97.8
D/C (%)	94.7	94.6	93.6	92.4	91.2
現在給水戸数(戸)	55,974	56,341	56,338	56,594	56,054
年間配水量(E) (m ³)	14,321,892	14,070,260	13,790,811	13,715,897	13,859,882
年間有収水量(F) (m ³)	13,214,630	13,023,302	12,749,584	12,442,716	12,344,017
有収率 F/E (%)	92.3	92.6	92.4	90.7	89.1
1日最大配水量(m ³)	43,591	42,234	44,809	40,348	41,067
1日平均配水量(m ³)	39,238	38,549	37,783	37,475	37,972
1日平均有収水量(m ³)	36,204	35,680	34,930	33,996	33,819
1人1日平均配水量(ℓ)	345	340	336	338	347
1人1日平均有収水量(ℓ)	319	314	311	307	309
配水管総延長(m)	589,464	590,488	590,901	594,274	594,749
水道料金(円)	1,624,157,309	1,603,169,193	1,789,155,459	2,047,459,801	2,039,510,124
年間収益(円)	1,987,797,825	1,917,815,033	2,119,474,058	2,356,260,002	2,330,996,967
年間費用(円)	1,646,155,704	1,647,032,726	1,680,714,828	1,697,689,138	1,720,366,586

注：水道料金、年間収益、年間費用は消費税等を含む

(5) 水道料金

(令和4.10.1改定)

ア 料 金

右の表により算定した額に、100分の110を乗じて得た額。(1円未満切り捨て)

また、家庭用で1月の使用水量が10m³未満のものに係る水道料金については、その使用水量と基本水量との差1m³につき53円を減額するものとし、その限度を159円とする。

用 途	基本水量、基本料金(1月につき)	従量料金(m ³ につき)
家 庭 用	10m ³ 以下 1,110円	10m ³ を超え 20m ³ 以下 133円
		20m ³ を超え 40m ³ 以下 172円
		40m ³ を超える もの 185円
業 務 用	10m ³ 以下 1,785円	10m ³ を超え 20m ³ 以下 180円
		20m ³ を超える もの 185円
大 口 用	300m ³ 以下 45,300円	300m ³ を超える もの 185円
公衆浴場用	100m ³ 以下 11,000円	100m ³ を超え 300m ³ 以下 120円
		300m ³ を超える もの 125円

イ 料金調定及び収入状況

(単位：円)

年度	当初調定額	更正増減額	最終調定額	収入累計額	未 収 額	徴収率(%)
令和2	1,626,355,218	△ 2,197,909	1,624,157,309	1,601,960,236	22,197,073	98.6
3	1,604,384,881	△ 1,215,688	1,603,169,193	1,581,228,516	21,940,677	98.6
4	1,791,352,626	△ 2,197,167	1,789,155,459	1,758,595,809	30,559,650	98.3
5	2,051,001,087	△ 3,541,286	2,047,459,801	2,015,989,813	31,469,988	98.5
6	2,041,307,992	△ 1,797,868	2,039,510,124	2,008,138,337	31,371,787	98.5

注：金額はすべて消費税等を含む

ウ 料金改定の推移

(単位：%)

年度	46	51	57	平成元	9	26	令和元	4
引上率	30.96	49.74	35.1	3.0	27.2	2.9	1.9	32.8

エ 検針・収納方法

検針は業務委託により、市内を二つの地区に分割し隔月で実施しており、料金収納については、昭和63年4月1日に開始した口座振替(自動払込)及び平成19年3月1日に開始したコンビニでの納付などの方法があり、内容は下表のとおりである。

(令和7年3月納付分の内訳)

収納方法	銀行納付	口座振替	コンビニ	その他	合 計
件 数	547	40,481	5,589	270	46,887
率 (%)	1.17	86.34	11.92	0.57	100

(6) 用途別使用水量

(令和6年度)

区 分		川西給水区	川東給水区	上部給水区	合 計
家庭用	件 数 (件)	133,485	140,305	260,499	534,289
	水 量 (m ³)	2,483,650	2,401,230	4,352,477	9,237,357
	1 件 当 り (m ³)	18.6	17.1	16.7	17.3
業務用	件 数 (件)	23,012	12,796	19,815	55,623
	水 量 (m ³)	455,985	271,983	389,650	1,117,618
	1 件 当 り (m ³)	19.8	21.3	19.7	20.1
大口用	件 数 (件)	644	450	679	1,773
	水 量 (m ³)	730,055	368,347	690,330	1,788,732
	1 件 当 り (m ³)	1,133.6	818.5	1,016.7	1,008.9
合 計	件 数 (件)	157,141	153,551	280,993	591,685
	水 量 (m ³)	3,669,690	3,041,560	5,432,457	12,143,707
	1 件 当 り (m ³)	23.4	19.8	19.3	20.5

(7) 加入金・手数料

ア 加入金

次の表により算定した額に、100分の110を乗じて得た額。(1円未満切り捨て)

ただし、改造による場合は、新口径に対応する加入金の額と旧口径に対する額との差額とする。

(平成9.4.1改定)

メーターの口径	加入金の額
13 mm 以下	40,000 円
20 mm	60,000 円
25 mm	130,000 円
30 mm	260,000 円
40 mm	530,000 円
50 mm	800,000 円
75 mm	2,000,000 円
100 mm	4,000,000 円
150 mm 以上	市長が別に定める額

イ 手数料

(令和元.12.27改定)

種 別	手 数 料
新居浜市水道事業給水条例第6条第1項の工事事業者として指定するとき(指定給水装置工事事業者指定手数料)	1 件につき 10,000円
第6条第2項の工事設計の審査をするとき(設計審査手数料)	1 件につき 1,400円
第6条第2項の工事検査をするとき(しゅん工検査手数料)	1 給水装置につき 2,200円
水道法第25条の3の2第1項の指定の更新をするとき(指定給水装置工事事業者指定更新手数料)	1 件につき 8,000円
指定給水装置工事事業者証の再交付をするとき(指定給水装置工事事業者証再交付手数料)	1 件につき 3,000円

2 工業用水道

本市は、旧別子銅山の開坑に始まる住友系企業を中心とした重化学工業が発達し、瀬戸内海有数の臨海工業地帯を形成している。一方、これらの企業の工業用水は従来市域の中心部を流れる国領川の伏流水に依存していたが、昭和21年の南海地震による地盤沈下を原因とする海岸部の海水浸入現象と、更には逐年の企業の新設、拡張等に伴い水需要も飛躍的に増加したことから抜本的な用水確保を図るため、国領川総合開発計画が策定され、洪水調整として鹿森ダムの建設、銅山川の分水に伴う別子ダムの建設によって、工業用水及び農業用水の確保と併せて発電事業が施行されることとなり、昭和35年度に着工し、昭和40年度にこれらの関係事

業が完成した。

工業用水道事業は、翌年の昭和41年度から供用を開始し、取水口を住友共電(株)が建設した山根発電所放水路に接合し、接合井を経て山根配水場に導入し、自然流下によって海岸部工業地帯に52,000m³/日を給水開始した。その後、産業構造の変化や渇水対策等節水型設備の導入により平成8年には50,200m³/日と減少の傾向となった。さらに、平成9年7月西条地区工業用水道の供用開始に伴い4,100m³/日が転換され、現在の基本水量は、46,600m³/日となっている。

平成27年度から2か年の継続事業として山根配水池の耐震補強工事を実施した。また、平成29年度からは老朽化した配水管の更新・耐震化を進めている。さらに令和5年度には、施設の更新・耐震化として、山根配水場管理棟の建設工事を実施した。

(1) 事業の推移

区 分 \ 年 度	令和2	3	4	5	6
計 画 給 水 社 数 (社)	3	3	3	3	3
現 在 給 水 社 数 (社)	3	3	3	3	3
普 及 率 (%)	100	100	100	100	100
年 間 配 水 量 (m ³)	14,684,114	16,048,101	15,494,306	13,696,262	15,821,252
年 間 有 収 水 量 (m ³)	14,545,084	16,018,254	15,391,349	13,681,366	15,803,495
1 日 平 均 給 水 量 (m ³)	39,850	43,886	42,168	37,381	43,297
有 収 率 (%)	99.1	99.8	99.3	99.9	99.9
配 水 管 延 長 (m)	7,339	7,339	7,339	7,459	7,757
給 水 収 益 (円)	242,805,707	261,973,353	250,278,648	223,587,500	259,896,079
年 間 収 益 (円)	251,370,141	271,853,483	261,579,739	252,951,707	278,932,008
年 間 費 用 (円)	190,476,562	198,133,712	196,981,501	191,881,227	188,131,685

注：給水収益、年間収益及び年間費用は消費税等を含む金額

1日平均給水量＝年間有収水量÷年間日数

有収率＝年間有収水量÷年間配水量

(2) 配水量・有収水量及び工場別給水量

(単位：m³)

区分 年度	総 配 水 量	有 収 水 量				有 収 率 %
		住友化学(株)	住友金属鉱山(株)	住友重機械工業(株)	計	
令和2	14,684,114	13,797,306	672,876	74,902	14,545,084	99.1
3	16,048,101	15,051,216	881,131	85,907	16,018,254	99.8
4	15,494,306	14,359,132	944,380	87,837	15,391,349	99.3
5	13,696,262	12,822,488	786,575	72,303	13,681,366	99.9
6	15,821,252	14,946,905	763,238	93,352	15,803,495	99.9

(3) 水道料金・メーター使用料

次の表により算定した額に、100分の110を乗じて得た額（1円未満切り捨て）

（令和元. 10. 1 改定）

水 道 料 金			メ ー タ ー 使 用 料	
区 分	種 別	料 金 (1 m ³ につき)	口 径	料 金 (1 個につき1 月)
基 本 料 金	基本使用水量	14 円 30 銭	100 mm 以下	4,000 円
臨 時 料 金	臨時使用水量	14 円 30 銭	100 mm を超え 200 mm 以下	4,500 円
			200 mm を超え 300 mm 以下	4,700 円
			300 mm を超え 400 mm 以下	5,000 円
超 過 料 金	超過使用水量	20 円	400 mm を超え 500 mm 以下	5,500 円
			500 mm を超え 600 mm 以下	6,000 円
			600 mm を超え 700 mm 以下	6,500 円
			700 mm を超えるもの	7,000 円

(4) 料金調定状況

（単位：円）

区 分 年 度	調 定 総 額	内 訳		
		住友化学(株)	住友金属鉱山(株)	住友重機械工業(株)
令和 2	242,805,707	220,313,237	20,882,400	1,610,070
3	261,973,353	237,654,630	22,581,240	1,737,483
4	250,278,648	227,042,149	21,574,520	1,661,979
5	223,587,500	202,870,947	19,257,491	1,459,062
6	259,896,079	235,780,273	22,392,480	1,723,326

注：金額はすべて消費税等を含む

3 公 共 下 水 道

本市の下水道は、昭和28年に旧下水道法に基づく認可を受け、既成市街地の一部である港町から西原町に至る区域において、主として雨水排水を目的とした合流式による公共下水道を計画し、昭和35年に事業に着手した。昭和40年代に入り、経済の高度成長による生活様式の変革や産業活動の活性化により、大気、海域の汚染が深刻化し、昭和45年に下水道法が改正され、下水道に公共用水域の水質保全という新たな責務が課せられた。下水道法の改正を機に、昭和48年に下水道計画の抜本的見直しを行い、可住地4,500ヘクタールを全体計画区域として下水処理場を有する分流式公共下水道の基本計画を策定した。

第1期事業として、計画決定区域を503ヘクタール、

認可区域を既成市街地を中心に322ヘクタールと定め事業着手し、昭和55年3月に下水処理場の一部を供用開始した。その後、昭和57年度の第2期事業から昭和63年度の第5期事業までに、計画決定区域及び認可区域を1,865ヘクタールに拡大した。平成15年度には下水道全体計画の見直しを行い、可住地4,453ヘクタールを全体計画区域として基本計画を策定し、平成17年度の第6期事業から平成29年度の第8期事業では、計画決定区域及び事業計画区域をそれぞれ2,538ヘクタールまで拡大した。

その後、平成31年4月1日付での地方公営企業法の全部適用に伴い、水道局との組織統合を行い、人口減少に伴う使用料収入の減小や今後増大する下水道施設の更新費用など、下水道事業に係る経営環境の厳しさが増すことから、令和3年3月に「新居浜市公共下水道事業経営戦略」を策定した。

令和3年度には下水道使用料対象経費に対して使用料水準が適切かどうか審議会において議論・検討を行い、審議会の答申に基づき令和4年10月に使用料改定を行い、その後4年に1回料金水準が適正かどうかの検証を行うこととした。

令和4年度には、汚水処理の早期概成及び持続可能な公共下水道事業経営の実現に向けた下水道整備区域の見直しについて検討を行い、全体計画区域を4,453ヘクタールから2,576ヘクタールに縮小し、令和5年度にはそれに合わせて事業計画区域を2,576ヘクタールとした。また、策定から3年が経過した「経営戦略」について見直しを行い、計画期間を令和6年度から令和15年度とする改訂版を策定した。

今後も安全安心な生活環境の実現に向け、施設の老朽化対策や地震対策及び総合的な雨水対策について、交付金等の最大限の活用や、ウォーターＰＰＰによる官民連携などの取り組みにより効率化を図り、持続可能な事業運営を目指していく。

(1) 事業計画と現況 (令和6年度末)

区 分		事業計画	現 況	備 考
面 積（汚水） （ha）		2,576	2,160	全体計画 2,576
処 理 人 口 （人）		86,600	73,834	—
管渠延長（汚水） （m）		588,145	461,149	—
ポン プ 場	汚 水 中 継 ポ ン プ 場	1	1	—
	雨 水 水 場 ポ ン プ 場	11	11	—
終 末 処 理 場		1	1	—
日平均汚水量 （m ³ ／日）		35,820	30,600	—
日最大汚水量 （m ³ ／日）		56,730	48,400	—
時間最大汚水量 （m ³ ／日）		83,460	71,300	—
総 事 業 費 （百万円）		142,581	131,176	—
内 訳	管渠・ポンプ場費 （百万円）	113,768	105,634	—
	処 理 場 費 （百万円）	28,813	25,542	—

(2) 公共下水道普及状況 (R7.4.1 現在)

事業計画区域 面積 (ha)	現在処理 面積 (ha)	整 備 率 (%)
2,576	2,160	83.9
住民基本台帳 人口 (人)	処理区域内 人口 (人)	普 及 率 (%)
112,017	73,834	65.9

(3) 受益者負担制度

本制度は、公共下水道に係る下水道事業に要する費用の一部に充てるため、都市計画法の規定に基づく負担金及び地方自治法の規定に基づく分担金を徴収する制度である。

・負担金及び分担金を納める者(受益者)

排水設備工事が行われた土地の所有者(複数の場合は、その代表者)。ただし、その土地に権利者(地上権者、質権者、使用借主又は賃借人)がいる場合には当該所有者と協議して所有者に代わる者を定めた場合はその者。

・負担金の額

基準日(新設等(排水設備の新設、増設又は改築をいう。)の工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日をいう。)における新設等土地(新設等が行われた土地をいう。)の面積について、次の表の左欄に掲げる負担区の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる額を乗じて得た額とする。

負担区の名称	1平方メートル当たりの額
第 1 負 担 区	152 円
第 2 負 担 区	210 円
第 3 負 担 区	210 円
第 4 負 担 区	252 円
第 5 負 担 区	269 円
第 6 負 担 区	339 円
第 7 負 担 区	349 円

・分担金の額

次に掲げる額の合計額とする。ただし、当該新設等土地が都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内に存する場合は、アに掲げる額とする。

ア 面積割額

基準日における新設等土地の面積に1平方メートル当たり349円を乗じて得た額

イ 資産割額

基準日における新設等土地及び当該新設等土地に所在する家屋について、新居浜市における都市計画税の年税額の計算の例によって算定した額に5を乗じて得た額

・負担金及び分担金の徴収

負担金及び分担金を5年に分割し、これをさらに年3回(7月、10月、翌年1月)に分け、計15回の分納とする。

・一括納付制度

納期前に納付した額の100分の0.25に、納期前の月数を乗じて得た額を納期前納付報奨金として交付する。

・負担金及び分担金の減免

公用又は公共の用に供し、又は供することが予定されている場合及び公的扶助を受けている者等については、負担金及び分担金の全額又は一部を減額する。

・徴収猶予

震災、風水害、火災、長期療養等で支払いが困難な者については、事情により徴収を猶予する。

(4) 水洗便所改造資金融資あっせん制度

本制度は、既設便所を水洗便所に改造し、公共下水道に接続する者のうち、改造工事費を一時に負担することが困難な者に対し、改造資金の融資あっせんを行うことにより、経済的負担を軽減させるとともに、下水道事業に対する理解と関心を深めてもらい、水洗化の向上を図るものである。

・融資あっせん内容

ア 改造工事1件につき50万円以下

イ 無利子

ウ 償還は、融資を受けた日の属する月の翌月から

エ 償還額は、改造工事1件につき毎月10,000円

・融資あっせんの対象

ア 建築物の所有者又は改造工事について、所有者の同意を得た使用者であること。

イ 市内在住で同一生計者を除く連帯保証人1人を有する者であること。

ウ 市税、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金及び下水道事業区域外流入分担金を滞納していないこと。

・利用状況(令和6年度) 件数 6件

金額 300万円

・取扱金融機関 市長の指定した金融機関において、融資業務を行う。

(5) 水洗便所普及状況

(R7.4.1 現在)

処理区域内		水洗化状況		水洗化率 (%)
世帯数	人口(人)	世帯数	人口(人)	
38,114	73,834	35,545	69,101	93.6

注1: 処理区域内人口には外国人を含む。

注2: 処理区域外を含む水洗化状況は、36,279世帯、70,550人である。

(6) 下水道使用料

次表により算定した額に100分の110を乗じて得た額を徴収する。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

(令和4.10.1改定)

区 分	使 用 料 (1月につき)			
	基本水量	基本料金 (円)	超 過 料 金 (円) (排除汚水量1m ³ につき)	
一般汚水	10 m ³ まで	1,100	10 m ³ を超え 20 m ³ まで	140
			20 m ³ を超え 50 m ³ まで	185
			50 m ³ を超え 100 m ³ まで	210
			100 m ³ を超 えるもの	220
湯屋汚水	排除汚水量 1 m ³ につき			25

地下水使用の場合

家族数1人につき使用水量を8m³と認定し、上記の料金表で算定した額

上水道・地下水併用の場合

上水道の使用水量に地下水の使用水量の2分の1を加算し、上記の料金表で算定した額

(7) 排水設備指定工事店制度

排水設備から排除される下水が、公共下水道施設を使用するということから、その適正な施工を確保するために、排水設備工事に関する技能を有する業者を排水設備指定工事店に指定し、必要な規制を行っている。

4 下水処理場

所在地	菊本町二丁目15番1号 ☎ 34-3410
敷地面積	14万 9,766.99㎡ その他水源池用地 82.23㎡
構造及び 建物面積	ポンプ棟 鉄筋コンクリート地下3階 地上1階建 3,966.81㎡ 管理棟 鉄筋コンクリート地下1階 地上2階建 4,617.43㎡ 機械棟 鉄筋コンクリート地下1階 地上3階建 4,814.40㎡ 汚泥濃縮棟 鉄筋コンクリート地下1階 地上2階建 1,307.36㎡ 浄化槽汚泥等受入施設 鉄筋コンクリート地下1階 地上2階建 1,916.67㎡ その他7室 鉄筋コンクリート平家建（水源 池ポンプ室を含む）638.54㎡ 計 1万 7,261.21㎡
事業費	255億4千万円
供用開始	昭和55年3月
運営状況	当処理場は、管理部門と運転部門 に分かれ、運転部門は民間会社に 委託している。

施設の概要

施設名称		全体計画	事業計画
水 処 理 施 設	汚水沈砂池	2池	2池
	汚水ポンプ	6台	6台
	最初沈殿池	6池	3池
	反応タンク	6池	6池
	最終沈殿池	6池	5池
	塩素混和池	1池	1池
	送風機	3台	3台
施雨 設水	雨水沈砂池	4池	4池
	雨水ポンプ	5台	5台
汚 泥 処 理 施 設	汚泥濃縮槽	廃止	1槽
	汚泥濃縮機	2基	2基
	汚泥消化槽	3槽	3槽
	ガスタンク	1基	1基
	ボイラー	3台	2台
	脱水機	2台	2台
そ の 他	浄化槽汚泥等受入施設	1式	1式
	連絡管廊	1式	1式
	放流渠	2カ所	2カ所
電 気 設 備	受電電力	受電電圧 契約電力	6,600 V 830 kw
	自家発電設備	発電電圧 発電電力	6,600 V 2,000 kVA
水源池施設		φ80mm×0.45m ³ /min 1台 契約電力 220V 13KW 自家発電設備 24KVA	

5 雨水ポンプ場

(R7.4.1 現在)

ポンプ場名	設置場所	計画排水 面積(ha)	ポンプ口径 (mm)	台数 (台)	原動機の種類	排水能力 (m ³ /h)
土場雨水	新田町一丁目4番31号	114.1	800 1,200	1 2	モーター エンジン	29,400
西原雨水	西原町三丁目5番3号	13.6	1,000 500	2 1	エンジン 水中モーター	16,800
港町雨水	港町16番26号	11.3	(建設中)			
沢津雨水	清水町12番13号	84.4	800 1,000	1 3	モーター エンジン	31,800
菊本雨水	菊本町二丁目15番1号	66.2	600 1,000	1 3	モーター エンジン	28,740
垣生雨水	垣生三丁目5番6号	55.2	700 1,200	1 1	エンジン エンジン	15,996
江の口雨水	垣生三丁目2番7号	192.0	800 1,200	1 5	モーター エンジン	64,800
宇高第一雨水	宇高町四丁目13番22号	32.2	1,000	2	エンジン	15,900
東浜雨水	阿島一丁目12番23号	62.8	800	2	水中モーター	10,800
松神子雨水	長岩町4番27号	73.5	800 1,000	1 2	モーター エンジン	23,400
中央雨水	西原町二丁目7番66号	73.6	800 1,200	1 3	モーター エンジン	35,100

